

2025年7月10日

各 位

会社名 株式会社アクセルスペースホールディングス  
代表者名 代表取締役 中村 友哉  
(コード番号：402A 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役経営管理本部長 折原 大吾  
(TEL. 03-6262-6105)

## 新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年7月10日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 15,211,100株
- (2) 払込金額 未定(2025年7月25日開催予定の取締役会で決定する。)
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2025年8月4日に決定される予定の引受価額(引受人が当社に払込む金額)に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 発行価格による一般募集とし、SMBC日興証券株式会社、大和証券株式会社、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、東海東京証券株式会社及び極東証券株式会社を引受人として、全株式を買取引受けさせる。  
ただし、発行価格と同時に決定する引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による新株式発行を中止する。  
なお、本募集株式の一部は、SMBC日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (5) 発行価格 未定（払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2025年8月4日に決定する。）
- (6) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (7) 申込期間 2025年8月5日（火曜日）から  
2025年8月8日（金曜日）まで
- (8) 払込期日 2025年8月12日（火曜日）
- (9) 受渡期日 2025年8月13日（水曜日）
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額その他公募による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 上限 1,455,600株  
なお、売出株式数は上限を示したもので、需要状況等により減少する、又は本株式売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案したうえで、2025年8月4日に決定する。
- (2) 売出人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売出方法 SMBC日興証券株式会社が、上記1.の公募による新株式発行に伴い、その需要状況等を勘案し、当社株主である中村友哉（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について売出価格により追加的に売出しを行う。
- (4) 売出価格 未定。上記1.における発行価格と同一とする。
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の新株式発行を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

### 3. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,455,600株
- (2) 払込金額 未定。上記1.における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、下記(4)に記載の割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当価格 未定。上記1.における引受価額と同一とする。
- (5) 割当先及び割当株数 SMBC日興証券株式会社 1,455,600株  
ただし、割当価格が払込金額を下回る場合、本第三者割当による新株式発行を中止する。
- (6) 申込期日 2025年9月9日(火曜日)
- (7) 払込期日 2025年9月10日(水曜日)
- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) 払込金額その他本第三者割当による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (10) 上記(6)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 上記2.のオーバーアロットメントによる株式売出しを中止する場合は、本第三者割当による新株式発行も中止する。

### 4. 親引けの件

上記1.の公募による新株式発行に関し、引受人に対し、募集株式の一部を、当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表のとおりであります。

| 指定する販売先<br>(親引け先)                   | 株式数                                     | 目的                                   |
|-------------------------------------|---|--------------------------------------|
| UntroD 野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合 | 取得金額 800 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。 | 当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため |
| JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合      | 取得金額 500 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。 | 当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため |
| NVCC9 号投資事業有限責任組合                   | 取得金額 200 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。 | 当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため |

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

|                             |   |  |
|-----------------------------|---|--|
| リアルテック グロースファンド1号投資事業有限責任組合 | 取得金額 200 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。 | 当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため   |
| M2 投資事業組合                   | 取得金額 150 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。 | 当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため   |
| 株式会社リバネス                    | 取得金額 50 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。  | 国内ディープテックスタートアップとのネットワークを活用した協業に取り組むため |
| アクセルスペースグループ従業員持株会          | 取得金額 100 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。 | 当社グループ従業員の福利厚生のため                      |

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 【ご参考】

### 1. 公募による新株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- |        |                      |             |
|--------|----------------------|-------------|
| 募集株式の数 | 当社普通株式               | 15,211,100株 |
| 売出株式数  | オーバーアロットメントによる売出し(※) |             |
|        | 当社普通株式               | 1,455,600株  |
- (2) 需要の申告期間 2025年7月28日(月曜日)から  
2025年8月1日(金曜日)まで
- (3) 価格決定日 2025年8月4日(月曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申込期間 2025年8月5日(火曜日)から  
2025年8月8日(金曜日)まで
- (5) 払込期日 2025年8月12日(火曜日)
- (6) 受渡期日 2025年8月13日(水曜日)

(注) 上記(1)に記載の募集株式の一部は、SMBC日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

#### (※) オーバーアロットメントによる売出し等について

本公募による新株式発行(以下「本募集」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、1,455,600株を上限として、本募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当による新株式発行(以下「本第三者割当増資」という。)の割当を受ける権利(以下「グリーンシュエアプション」という。)を、2025年9月5日行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から2025年9月5日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシ

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

ンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2025年8月4日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

|                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 現在の発行済株式総数（2025年7月10日現在） | 43,390,000株    |
| 公募による新株式発行による増加株式数       | 15,211,100株    |
| 公募による新株式発行後の発行済株式総数      | 58,601,100株    |
| 第三者割当による新株式発行による増加株式数    | 1,455,600株（注）  |
| 第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数   | 60,056,700株（注） |

（注）上記3.の第三者割当による新株式発行の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

## 3. 調達資金の使途

本募集による国内販売の手取概算額上限4,814百万円に海外販売の手取概算額（未定）及び本第三者割当増資の手取概算額上限462百万円を合わせた手取概算額合計上限5,276百万円については、主に当社子会社への投融資資金及び当社の運転資金に充当する予定です。具体的には、以下のとおりです。

### ① 投融資資金（設備資金及びマーケティング費用等）

主に連結子会社である株式会社アクセルスペースにおいて2027年5月期打上げ予定の中分解能衛星「GRUS-3」7機及び2028年5月期打上げ予定の高分解能衛星3機に対する材料費・経費、及び打上げ費等設備資金として、5,094百万円（2026年5月期に2,276百万円、2027年5月期に2,818百万円）を充当する予定です。

また、連結子会社である株式会社アクセルスペースにおいてAxelLiner事業・AxelGlobe事業の事業展開にかかる人員強化とマーケティングなどの費用として、162百万円（2026年5月期に78百万円、2027年5月期に84百万円）を充当する予定です。

### ② 当社運転資金

当社の人員強化を目的とした採用費等として、20百万円（2026年5月期に10百万円、2027年5月期に10百万円）を充当する予定です。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

なお、調達資金については、上記のとおり、当社の成長に資する支出及び投資に充当する方針ですが、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。※有価証券届出書提出時における想定発行価格（345 円）を基礎として算出した見込額であります。

#### 4. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元と、健全な財務体質及び競争力の強化を経営上の重要課題としております。現状において当社グループは成長過程にあり内部留保が充実しているとはいえなため、創業以来配当を行えておりません。

##### (2) 内部留保資金の用途

現時点においては、内部留保の充実を図り、収益力強化、事業規模の拡大のための投資に充当することが、株主の将来の安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えております。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、各事業年度の財政状態、経営成績を勘案しながら株主への利益還元を実施していく方針ですが、現時点では内部留保の充実を図り、再投資をしていく方針であるため、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

##### (4) 過去3期間の配当状況

|                          | 2022年5月期    | 2023年5月期   | 2024年5月期   |
|--------------------------|-------------|------------|------------|
| 1株当たり当期純損失(△)            | △19,452.61円 | △43.75円    | △85.72円    |
| 1株当たり配当額<br>(1株当たり中間配当額) | －円<br>(－円)  | －円<br>(－円) | －円<br>(－円) |
| 実績配当性向                   | －%          | －%         | －%         |
| 自己資本当期純利益率               | －%          | －%         | －%         |
| 純資産配当率                   | －%          | －%         | －%         |

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、2023年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
5. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。  
 そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知『『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について』（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2022年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下の通りとなります。  
 なお、2022年5月期の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

|                          | 2022年5月期   | 2023年5月期   | 2024年5月期   |
|--------------------------|------------|------------|------------|
| 1株当たり当期純損失（△）            | △97.26円    | △43.75円    | △85.72円    |
| 1株当たり配当額<br>（1株当たり中間配当額） | －円<br>（－円） | －円<br>（－円） | －円<br>（－円） |

## 5. ロックアップについて

本募集に関し、貸株人である中村友哉、当社株主である永島隆、宮下直己、株式会社 Space Compass、京セラ株式会社、国立研究開発法人科学技術振興機構、合同会社 J&TC Frontier、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社ウェザーニューズ及びその他12名並びに当社新株予約権者である40名は、SMB C日興証券株式会社（以下、主幹事会社という。）に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、本募集の受渡期日（上場（売買開始）日）から起算して180日目の2026年2月8日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主である31 VENTURESーグローバル・ブレインーグロース I 合同会社、株式会社 SMB C信託銀行（特定運用金外信託口 宇宙フロンティアファンド）、Kepple Liquidity 1号投資事業有限責任組合、SBI Ventures Three 合同会社、ジャパン・コインベスト3号投資事業有限責任組合、JP インベストメント1号投資事業有限責任組合、野尻悠太、三井物産株式会社、協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合、株式会社日本政策投資銀行、SMB Cベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合、EEI クリーンテック投資事業有限責任組合、第一生命保険株式会社、三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合、西武しんきんキャピタル企業投資3号投資事業有限責任組合、AH-GB 未来創造投資事業有限責任組合、日揮みらい投資事業有限責任組合、富国-GB投資事業有限責任組合、有限会社 TomyK、SBI Ventures Two 株式会社、テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合及びその他1名は、主幹事会社に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2025年11月10日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2026年2月8日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。）並びに株式会社日本政策金融公庫から買取る予定の第5回新株予約権の売却等を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

## 6. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い、販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。